

島根県報

第一、四〇四号
平成十四年九月二十日
(金曜日)

告 示

目 次

産業廃棄物処理施設の変更許可申請書等の縦覧	(廃棄物対策課)	一
生活保護法の規定による介護機関の指定	(長寿社会課)	二
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	二
土地改良区の定款変更の認可(二件)	(農村整備課)	三
保安林予定森林	(森林整備課)	三
保安林の指定の解除	()	三
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生	(漁業管理課)	四
公有水面埋立ての竣功認可	(漁港課)	四
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	(商工企画課)	四
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	()	五
建築基準法の規定に基づく道路の指定	(建築住宅課)	五
平成十四年度改良普及員資格試験の合格者	(生産指導課)	六
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	六
特定調達公告	(企業振興課)	六
X線光電子分光分析装置の調達に係る一般競争入札の実施	(企業振興課)	六

教委規則

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則

正 誤

平成十四年八月十三日付け島根県報第一、三九三号中 (廃棄物対策課)

八 九

告 示

示

島根県告示第八百四十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の二の四第一項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

平成十四年九月二十日

島根県知事 澄 田 信 義

一 申請者

株式会社 ランドマック 代表取締役 大畑 勉

益田市大谷町三七番地二

二 変更する産業廃棄物処理施設の設置の場所

益田市大草町一〇三八番地外

三 変更する産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の最終処分場(安定型)

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等(以上三品目は自動車等破砕物を除く)、ゴムくず、がれき類

五 申請年月日

平成十三年五月七日

六 縦覧場所

島根県益田市昭和町一三番地一
島根県益田健康福祉センター環境衛生部環境保全課内
七 縦覧期間及び時間
1 縦覧期間 平成十四年九月二十日から同年十月十九日まで(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)

2 縦覧期間 午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時まで
八 意見書の提出等
1 意見書の記載内容等
意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること。
2 意見書の提出期限

平成十四年十一月十一日
3 意見書の提出先
島根県松江市殿町一番地 島根県環境生活部廃棄物対策施設整備係

島根県告示第八百四十四号
生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。
平成十四年九月二十日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者	居宅介護支援事業者	実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称 所 在 地	
松江保健生活協同組合	松江西市津田八一八〇	訪問介護	ふれあいヘルパーステーション	平成十四年六月十日
掛合町	飯石郡掛合町大字掛合一二六二一	通所介護	ふれあいセンター	平成十四年七月一日
医療法人 石州会	鹿足郡六日市町大字六日市三六八番地四	居宅介護支援事業	石州会 居宅介護支援事業所	平成十四年八月九日
社会福祉法人 浜田福祉会	浜田市内村三六五番地七	痴呆対応型共同生活介護	グループホームみかわ	平成十四年九月一日
医療法人社団 水澄み会	那賀郡三隅町大字河内四五一番地一	痴呆対応型共同生活介護	グループホームみずすみ	平成十四年九月四日

サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十四年九月二十日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第八百四十五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅

事業者の名称 佐々木モーター株式会社	指定した事業 福祉用具貸与	事業所の名称 佐々木モーター株式会社	事業所の所在地 松江市西川津町六二八―九	指定年月日 平成十四年九月六日
-----------------------	------------------	-----------------------	-------------------------	--------------------

島根県告示第八百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、出雲市土地改良区の定款変更を平成十四年九月十日付けて認可した。

平成十四年九月二十日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第八百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、横田町土地改良区の定款変更を平成十四年九月十二日付けて認可した。

平成十四年九月二十日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第八百四十八号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年九月二十日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

簸川郡大社町大字遙堪字極楽山一五二四の一、一五二六から一五二八まで、一五二八の一、一五二八の二、一五二八の四から一五二八の一まで、一五二九の二、一五三一、

一五三二、一五三二の一、一五三二の二、一五三二の四、一五三三、一五三四の一から一五三四の五まで、一五三五の一から一五三五の三まで、一五三八の一、一五三八の三、一五三九の一、一五三九の三、一五四〇の一、一五四〇の三、一五四〇の四、一五四一の一、一五四一の二、一五四四、一五四六、一五五〇、一五五一、一五五一の一から一五五二の三まで、一五五二、一五五二の一、一五五三の一、一七九五、一七九六の一、一七九六の二、一七九七の一、一七九七の二、一七九八から一八〇〇まで、字ソヨキカ平二〇八〇の二、字矢櫃二〇八五の二、二〇八五の七から二〇八五の一まで、二〇八五の一五から二〇八五の一八まで、二〇八五の二二から二〇八五の二四まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大社町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年九月二十日

島根県知事 澄田信義

一 解除に係る保安林の所在場所

能義郡広瀬町布部二六一二の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養
三 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第八百五十号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認められたので、同法第一百二十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和二十七年農林省令第十八号)第二十六条の三の規定により告示する。

平成十四年九月二十日

島根県知事 澄 田 信義

島根町加入区(島根町漁業協同組合)

島根県告示第八百五十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年九月二十日

島根県知事 澄 田 信義

一 竣功認可の年月日
平成十四年九月十日

二 竣功認可を受けた者
隠岐郡西ノ島町大字浦郷一八〇番地三
有限会社やまき鉄工所 代表取締役 山木 恵介

三 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

隠岐郡西ノ島町大字浦郷字タヤサキ二番地七から同町同大字字寺ノ谷三三番地一
先の公有水面

(2) 区域

次の各点を順次結んだ線及び⑧の地点と①の地点を結ぶ春分秋分の満潮位(D・L + 〇・四七m)における公有水面と陸地との境界線(国土調査時の陸海の境界線)により囲まれた区域。

- ①の地点 隠岐郡西ノ島町浦郷地内浦郷港弁天防波堤灯台(北緯三六度〇五分一八秒八、東経一三二度五九分五三秒二、以下「原点」と言う)から八二度二六分四四秒、五七九・四六mの地点
- ②の地点 ①の地点から二三三度〇一分四一秒、一五・四九mの地点
- ③の地点 ②の地点から二三三度〇一分五四秒、一〇・〇〇mの地点
- ④の地点 ③の地点から二四六度四四分二秒、四二・二〇mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から三三三度〇一分五八秒、八・〇〇mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から五三度〇一分四七秒、二〇・〇〇mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三三三度〇一分四一秒、一〇・〇〇mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から五三度〇一分三八秒、一七・五〇mの地点

(3) 面積

九四三・五〇平方メートル

四 埋立地の用途
船舶修理場用地

五 免許の年月日及び番号
平成十三年十月二十五日 一一漁港第二五号の四

六 閲覧場所
島根県農林水産部漁港課、隠岐支庁水産局及び西ノ島町役場

島根県告示第八百五十二号

平成十四年島根県告示第四百九十九号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第三項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成十四年九月二十日

島根県知事 澄 田 信義

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

一畑百貨店松江店 松江市朝日町六六一番地

二 意見の概要

避難経路の確保、容積率について、建築基準法上の問題の有無について再度確認し、必要があれば所定の手続き及び処置を行うこと。

三 縦覧場所

松江市商工課（松江市末次町八六番地）

四 縦覧期間

告示の日から一月間

島根県告示第八百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から四月以内に、次の四に定めるところにより意見を述べることができる。

平成十四年九月二十日

島根県知事 澄 田 信義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー（松江サティ） 島根県松江市東朝日町一五一番地

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

片倉工業株式会社 代表取締役社長 岩本謙三 東京都中央区京橋三丁目一番一号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時

（変更後）開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十一時（株式会社マイカル、株式会社ディーシービ薬局のみ）

4 変更の年月日

平成十四年九月二十日

二 届出年月日 平成十四年九月十日

三 届出及び添付書類の縦覧場所 松江市商工課（松江市末次町八六番地）

四 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

1 意見書の提出先

松江市殿町一番地 島根県商工労働部商工企画課

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) (一)の記載事項についての公表の意思の有無

(三) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

(五) 意見を述べる理由

3 その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第八百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は出雲土木建築事務所及び斐川町役場に備えて一般の縦覧に供する。

平成十四年九月二十日

島根県知事 澄 田 信義

路線名	区 間		道路の幅員	道路の延長	指定の年月日及び番号
	起 点	終 点			
線 町道二七二一 号	簸川郡斐川町大字富村五〇六番二	簸川郡斐川町大字富村五三三番三	九・五 メートル	一六四・八〇 メートル	平成十四年九月一〇日 第 二一 号
	簸川郡斐川町大字富村五五八番二	簸川郡斐川町大字富村六二二番二	九・五 メートル	五一・五〇 メートル	〃

公 告

平成十四年度改良普及員資格試験の合格者は次のとおりである。

平成十四年九月二十日

島根県知事 澄 田 信 義

- 上野 誠 出島三穂子 鍵本 聖子 佐貫真由美 頼田 愛
- 森岡 真一 村田 悠介 島津江康統 大坂 隆志 上田 洋介
- 永原 美里 中井 智子 鷲津 和彦 坂本 洋一

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六條第三項の規定により公告する。

平成十四年九月二十日

島根県知事 澄 田 信 義

- (一) 開発区域 仁多郡横田町大字下横田五七番地 外六筆
面積 八、三五〇・三三平方メートル
- (二) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
益田市下本郷二〇六番地五
株式会社 ジュンテンドー 代表取締役 飯塚道正
- (三) 開発区域

特 定 調 達 公 告

- (一) 大原郡大東町大字新庄三三〇番地二 外十二筆
面積 九、五八三平方メートル
- (二) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大原郡大東町大字大東一、六六三番地
大東町土地開発公社 理事長 井田徳義

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第6条の規定により公告する。
平成14年 9 月20日

島根県知事 澄 田 信 義

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
備品名 「X線光電子分光分析装置」一式
- (2) 調達案件の仕様書等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成15年 3 月15日
- (4) 納入場所
島根県松江市北陵町1番 テクノパークしまね(島根県産業技術センター)

報 告 根 拠

<p>(5) 入札方法 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5%に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 入札参加者の資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項各号の規定に該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用する者でないこと。</p> <p>(3) 島根県税を滞納していない者であること。</p> <p>(4) 本公告に示した物品の納入について確実に履行できる者であること。</p> <p>(5) 平成12年10月10日付け島根県告示第784号（平成13年及び平成14年に島根県において発注する物品の製造の請負及び売買に係る入札の参加資格等）により資格を認定され、中分類「理化学機器」においてA等級に格付けされたものであること。</p> <p>なお、同告示による資格審査を受けていない者においては、直ちに同告示二の規定に基づき資格審査の申請手続きを行うこと。</p> <p>(6) 「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者指名停止措置要領（平成13年1月23日付け会発第149号）」に基づく入札参加資格者指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒690—8501 島根県松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部企業振興課 担当 小川 電話 0852—22—5293 ファクシミリ 0852—22—6080</p> <p>(2) 入札説明書の交付期間及び場所 平成14年 9 月20日（金）から平成14年10月 4 日（金）までの間、上記(1)の場所において交付する。</p>	<p>交付時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。</p> <p>(3) 入札説明会 実施しない。</p> <p>(4) 入札参加資格を確認する書類の提出期間及び場所 平成14年 9 月20日（金）から平成14年10月 4 日（金）までの間に上記(1)の場所に提出すること（郵送でも可）。</p> <p>受付時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。</p> <p>(5) 入札書の受領期限 平成14年10月31日（木）午前10時30分 （郵便による入札にあっては、午前10時必着）</p> <p>(6) 開札の日時及び場所 日時：平成14年10月31日（木）午前11時00分から 場所：島根県松江市殿町一番地 島根県庁会議棟 第一会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。</p> <p>(2) 入札保証金 入札者が見積る契約金額の100分の 5 以上の入札保証金を入札時に納付すること。</p> <p>ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。</p> <p>(3) 契約保証金 契約金額の100分の10以上を納付すること。</p> <p>ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。</p> <p>(4) 入札者に要求される事項 ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならぬが、入札参加資格を有することを確認する書類については、入札書の提出に先立ってあらかじめ提出するものとする。</p> <p>イ 上記の場合、入札者は、開札日時までの間において島根県知事から当該書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p>
---	--

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品の納入について履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とす

(7) 契約書の作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required : X-ray photoelectron spectroscopy system (XPS/ESCA)

(2) Deadline to submit documents for confirmation of qualification : 4:00P.M.4 October, 2002

(3) Deadline for submission of tenders : 10:30A.M.31 October, 2002
Deadline for submission of tenders by registered mail : 10:00A.M.31 October, 2002

(4) Contact point for the notice : Industrial Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shimane Prefectural Government, 1 Tonomachi, Matsue-Shi, Shimane-Ken, 690-8501 Japan TEL 0852-22-5293 FAX 0852-22-6080

教育委員会規則

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年九月二十日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第十五号

島根県教育庁等事務処理規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等事務処理規則(昭和三十六年島根県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号の次に次の一号を加える。

六 電子署名 電子計算機による情報処理の用に供される電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、次のいずれにも該当するものをいう。

イ 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

ロ 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

第五条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 電子署名の付与に関すること。

第二十条第一項中「押し、重要なものについては契印で起案文書と割印しなければならぬ」を「押さなければならぬ」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項及び第二項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、主務課の文書取扱主任が浄書文書に電子署名を付すことをもって押印にかえることができる。

第三十一条の三の見出し中「電子メール等」を「電子計算機等」に改め、同条中「電子メール」を「電気通信回線に接続した電子計算機(以下単に「電子計算機」という。）」に改める。

第四十九条の三の見出し中「通信回線」を「電子計算機等」に改め、同条第一項中「電子メール、電子掲示板、島根県ホームページ(以下「電子メール等」という。）」を「主務課において電子計算機」に改め、同条第二項中「電子メール等」を「電子計算機」に改める。

平成十四年八月十三日付け島根県報第一、三九三号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	二	行	誤	正
段	上	始めから四	及び	及び
	始めから五	同条		同法

正 誤

この規則は、平成十四年九月二十日から施行し、平成十四年七月二十九日から適用する。

附 則

第四十 条の三	主務課	教育機関等	主務課長若しくはその命を受けた者	教育機関等の長の命を受けた者
第四十 条	回議、合議又は供覧	回議又は供覧	主務課長若しくはその命を受けた者	教育機関等の長の命を受けた者

に改める。

第八十三条第二項の表中

第四十条

回議、合議又は供覧	主務課長若しくはその命を受けた者	教育機関等の長の命を受けた者
回議又は供覧		

を

毎週火・金曜日発行

平成十四年九月二十日印刷
平成十四年九月二十日発行

発行者
島
根
県

発行所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)